平成２６年（再イ）第９０号
大阪府枚方市三栗２丁目18番６号
再生債務者　シティショップこと　前田　昭男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２０号
堺市中区辻之864番地58
再生債務者　松本　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第３号
兵庫県丹波市青垣町小稗374番地１
再生債務者　足立　忠弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２６年（再イ）第１号
広島県三次市十日市南３丁目16番１号
再生債務者　中村　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（再イ）第４号
山口県宇部市大字西岐波1132番地５
再生債務者　中村　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（再イ）第８号
香川県丸亀市飯山町東坂元3458番地
再生債務者　立石　浩基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（再イ）第４号
千葉県木更津市大和２丁目24番15号
再生債務者　劔持　勝巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第２号
千葉県匝瑳市椿1455番地５
再生債務者　武多和慶治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第８号
神奈川県小田原市栢山1156番地　メゾン黒柳Ｄ棟
再生債務者　小川まゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第３号
神奈川県座間市栗原1277番地の17　セントレー相武台310号
再生債務者　萩原　雅之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第５１号
静岡県焼津市上新田559番地の１
再生債務者　萩原　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１１１号
大阪府豊中市南桜塚１丁目２番１―406号
再生債務者　伊賀　徹夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１１号
奈良県大和高田市旭南町７番31号
再生債務者　荒井　勇二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（再イ）第２３号
島根県安来市宇賀荘町33番地
再生債務者　安原　満夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日　　松江地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第６号
宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目５番地16
再生債務者　辻　　昇平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１３号
仙台市太白区金剛沢３丁目２番15号　ロフティ金剛沢202
再生債務者　三上　俊之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
仙台地方裁判所第４民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第２号

さいたま都市計画武蔵浦和駅第１街区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 26 年７月 23 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
さいたま都市計画武蔵浦和駅第１街区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番１号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
埼玉県さいたま市南区別所六丁目、七丁目及び沼影一丁目の各一部
5　権利変換計画の変更をした年月日
平成26年７月３日

以　上